

産業廃棄物収集運搬業許可証

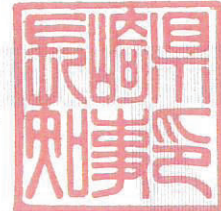
住所 長崎県諫早市多良見町東園532番地2

氏名 有限会社みづほ 代表取締役 山口 康児

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道



許可の年月日

令和 3年 1月12日

許可の有効年月日

令和 8年 1月11日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、
がれき類、動物のふん尿、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上17種類（下記2のとおり積替え・保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管場所

所在地	長崎県諫早市多良見町東園515番地1、516番地1			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高	その他
廃プラスチック類	8.0m ²	8.0m ³	-	屋外保管 (容器使用)
木くず	8.0m ²	8.0m ³	-	
金属くず	30.7m ²	25.4m ³	1.66m	屋外保管
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.0m ²	1.7m ³	-	屋外保管 (容器使用)
がれき類	2.0m ²	1.7m ³	-	
紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上3種類は廃石膏ボードに限る。）	8.0m ²	8.0m ³	-	

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

3. 許可の条件

（裏面へつづく）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年	1月12日	新規許可
平成18年	1月12日	更新許可
平成23年	1月12日	更新許可
平成25年	4月9日	変更許可
平成28年	1月12日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無